

議案第87号

職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

次のとおり職員の退職手当に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片山善博

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び表の細目の表示に下線が引かれた条、項及び表の細目（以下この条において「移動条項等」とい

う。)に対応する次の表の改正後の欄中条、項及び表の細目の表示に下線が引かれた条、項及び表の細目（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び表の細目の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び表の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合は、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
(退職手当の支給) 第2条 略	(退職手当の支給) 第2条 略

2 職員以外の者（再任用職員及び臨時的任用職員を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

（退職手当の支払）

第2条の2 略

2 職員以外の者（再任用職員及び臨時的任用職員を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中25年以上勤続した者の退職に係る部分並びに20年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

（退職手当の支払）

第2条の2 略

2 次条及び第8条の3の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第14条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額

2 次条から第5条までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第14条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(普通退職の場合の退職手当)

第3条 1年以上25年未満勤続して退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけ

(給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。))が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。)に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項	略	
	6年	<u>100分の360</u>
	7年	<u>100分の420</u>
	8年	<u>100分の480</u>
	9年	<u>100分の540</u>
	10年	<u>100分の600</u>
	略	

るその者の給料月額(給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。))が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。)に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同	略	
	6年	<u>100分の450</u>
	7年	<u>100分の525</u>
	8年	<u>100分の600</u>
	9年	<u>100分の675</u>
	10年	<u>100分の750</u>
	略	

において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(以下この表において「自己都合退職者」という。)で、勤続期間が20年未満のもの	16年	<u>100分の1,539</u>
	17年	<u>100分の1,683</u>
	18年	<u>100分の1,827</u>
	19年	<u>100分の1,971</u>

2 勤続期間が20年未満である

る自己都合退職者及び次条又は第5条の規定に該当する者を除き、退職した者	略	
	16年	<u>100分の1,710</u>
	17年	<u>100分の1,870</u>
	18年	<u>100分の2,030</u>
	19年	<u>100分の2,190</u>
	20年	<u>100分の2,350</u>
	21年	<u>100分の2,550</u>
	22年	<u>100分の2,750</u>
	23年	<u>100分の2,950</u>
	24年	<u>100分の3,150</u>

じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(以下この表において「自己都合退職者」という。)で、勤続期間が20年未満のもの	16年	<u>100分の1,328</u>
	17年	<u>100分の1,416</u>
	18年	<u>100分の1,504</u>
	19年	<u>100分の1,592</u>

勤続期間が20年未満である

自己都合退職者及び次条第1項又は第5条第1項の規定に該当する者を除き、退職した者	略	
	16年	<u>100分の1,660</u>
	17年	<u>100分の1,770</u>
	18年	<u>100分の1,880</u>
	19年	<u>100分の1,990</u>
	20年	<u>100分の2,100</u>
	21年	<u>100分の2,220</u>
	22年	<u>100分の2,340</u>
	23年	<u>100分の2,460</u>
	24年	<u>100分の2,580</u>

25年	100分の3,350
26年	100分の3,510
27年	100分の3,670
28年	100分の3,830
29年	100分の3,990
30年	100分の4,150
31年	100分の4,150に
以上	勤続期間の年数 から30年を減じ た年数1年につ き100分の120を 加算した割合

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する

--	--	--	--

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する

退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 1年以上11年未満勤続して勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの（以下この表において「移転退職者」という。）	略	
	16年	<u>100分の2,137.5</u>
	17年	<u>100分の2,337.5</u>
	18年	<u>100分の2,537.5</u>
	19年	<u>100分の2,737.5</u>
	20年	<u>100分の2,937.5</u>
	21年	<u>100分の3,137.5</u>
2 11年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるもの	22年	<u>100分の3,337.5</u>
	23年	<u>100分の3,537.5</u>
	24年	<u>100分の3,737.5</u>
(1)～(3) 略		

退職手当の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 1年以上20年未満勤続して勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの（以下この表において「移転退職者」という。）	略	
	16年	<u>100分の2,075</u>
	17年	<u>100分の2,212.5</u>
	18年	<u>100分の2,350</u>
	19年	<u>100分の2,487.5</u>
	20年	<u>100分の2,625</u>
	21年	<u>100分の2,775</u>
2 20年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるもの	22年	<u>100分の2,925</u>
	23年	<u>100分の3,075</u>
	24年	<u>100分の3,225</u>
	25年	<u>100分の3,375</u>
(1)～(3) 略		

(4) 略

(5) 略

3 20年以上25年未満勤続して退職した者であつて、知事が別に定める期間内に申し出てその者の非違によることなく退職し、かつ、退職の日にお

(4) <u>知事が別に定める</u>	26年	100分の3,525
<u>期間内に申し出てその</u>	27年	100分の3,675
<u>者の非違によることな</u>	28年	100分の3,825
<u>く退職し、かつ、退職</u>	29年	100分の3,975
<u>の日における年齢が45</u>	30年	100分の4,125
<u>年以上である者であつ</u>	31年	100分の4,125に
<u>て任命権者が知事の承</u>	以上	勤続期間の年数
<u>認を得たもの</u>		から30年を減じ
(5) 略		た年数1年につ
(6) 略		き100分の125を
3 <u>25年以上勤続して退職</u>		加算した割合
<u>した者(次条第1項の規</u>		
<u>定に該当する者を除</u>		
<u>く。)</u>		

ける年齢が45年以上であ
る者であって任命権者が
知事の承認を得たもの

2 前項の基礎月額、退職の日におけるその者の給料月額とする。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

(整理退職等の場合の退職手当)

第5条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 略	略	
2 25年以上勤続して退職した者であって次に掲げ	21年	100分の3,315
	22年	100分の3,480

退職者	年数	割合
1 略	略	
2 25年以上勤続して退職した者であって次に掲げ	21年	100分の3,330
	22年	100分の3,510

るもの

(1)~(7) 略

(8) 移転退職者

23年	100分の3,645
24年	100分の3,810
25年	100分の3,975
26年	100分の4,155
27年	100分の4,335
28年	100分の4,515
29年	100分の4,695
30年	100分の4,875
31年	100分の5,055
32年	100分の5,235
33年	100分の5,415
34年	100分の5,595
35年	100分の5,595に
以上	勤続期間の年数 から30年を減じ た年数1年につ

るもの

(1)~(7) 略

23年	100分の3,690
24年	100分の3,870
25年	100分の4,050
26年	100分の4,230
27年	100分の4,410
28年	100分の4,590
29年	100分の4,770
30年	100分の4,950
31年	100分の4,950に
以上	勤続期間の年数 から30年を減じ た年数1年につ き100分の150を 加算した割合

き100分の105を
加算した割合

2 前項の基礎月額は、同項の表2の項(1)から(4)までに掲げる者であつて、定年に達する日前における直近の3月31日までに退職し、かつ、年齢50年以上であるものにあつては、退職の日におけるその者の給料月額に次の表の年数の欄に掲げる退職の日におけるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とし、その他の者にあつては、退職の日におけるその者の給料月額とする。

年 数	割 合
1 年	100分の102
2 年	100分の104
3 年	100分の106
4 年	100分の108
5 年	100分の110

6年	100分の112
7年	100分の114
8年	100分の116
9年	100分の118
10年から15年 まで	100分の120

3 第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

4 前項の基本給月額は、給与条例の規定により給与が給料、扶

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減

養手当及びこれらに対する地域手当に区分して支給される職員については、これらの月額の合計額とし、その他の職員については、給料月額とする。

5 第1項及び第3項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から1年内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して1年内に退職した場合には、適用しない。

額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第12条第4項、第13条第3項、第18条又は附則第24項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第5項に規定する他の公務員若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第13条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第9条第5項に規定する他の公務員又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第9条第5項の規定により職員としての引き続いた在職

期間に含むものとされた他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間

(3) 第9条第5項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間

(4) 第9条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

(5) 第9条第5項第3号に規定する場合における先の他の公務員としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の他の公務員としての引き続いた在職期間

(6) 第9条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員

以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

(7) 第9条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等

職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引

き続いた在職期間

(8) 第9条第5項第6号に規定する再び職員となった者の同

号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き

続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続い

た在職期間

(9) 第9条第5項第7号に規定する再び職員となった者の同

号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及

び国家公務員としての引き続いた在職期間

(10) 第9条第6項に規定する場合における先の職員以外の地

方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行

政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の

地方公務員としての引き続いた在職期間

(11) 第12条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規

定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた
在職期間

(12) 第12条第2項に規定する場合における特定一般地方独立
行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(13) 第12条第3項第1号に規定する再び職員となった者の同
号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての
引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続
いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員とし
ての引き続いた在職期間

(14) 第12条第3項第2号に規定する再び職員となった者の同
号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期
間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公
庫等職員としての引き続いた在職期間

(15) 第12条第3項第3号に規定する場合における職員以外の
地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独
立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(16) 第12条第3項第4号に規定する場合における国家公務員

としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引

き続いた在職期間

(17) 第12条第3項第5号に規定する場合における先の特定一

般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職

員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特

定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(18) 第12条第3項第6号に規定する場合における先の特定公

庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての

引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続

いた在職期間

(19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在

職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条の表2の項(1)から(4)までに掲げる者で

あつて、定年に達する日前における直近の3月31日までに退職し、かつ、年齢50年以上であるものに対する同条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 (当該年数が11年から15年までである場合は、10年) 1年につき100分の

		2 を乗じて得た額の合計額
第5条の2 第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が11年から15年までである場合は、10年）1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2 第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているそ

		<p>の者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 (当該年数が11年から15年までである場合は、10年) 1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、</p>
第5条の2 第1項第2 号イ	前号に掲げる額	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと し、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎と</p>

		して、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--	--	-----------------------------------

(退職手当の基本額の最高限度額)

第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第7条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(退職手当の最高限度額)

第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号

イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から

当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適

用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの

とする。

読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第3条から第5条ま で	第5条の3の規定により 読み替えて適用する第5 条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職 日給料月額に退職の日に おいて定められているそ

		の者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 (当該年数が11年から15年までである場合は、10年) 1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第7条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項

		第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2 第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が11年から15年までである場合は、10年）1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第7条の2 第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退

	職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が11年から15年までである場合は、10年）1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と

	退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が11年から15年までである場合は、10年）1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

（副知事等に選任された場合の退職手当）

第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事、出納長又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条から第5条の3まで及び前3条の規定の例により計

（副知事等に選任された場合の退職手当）

第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事、出納長又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条及び第7条の規定の例により計算した額とする。

算した額とする。

(退職手当の調整額)

第8条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定による大学院修学休業、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた

次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 50,000円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 41,700円
- (4) 第4号区分 33,350円
- (5) 第5号区分 25,000円
- (6) 第6号区分 20,850円
- (7) 第7号区分 16,700円
- (8) 第8号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期

間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等し

いものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他この条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第8条の3 第5条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給与条例の規定による給料表が適用される職員については給料及び扶養手当の月額並びにこれ

らに対する地域手当の月額合計額とし、その他の職員についてはこの基本給月額に準じて規則で定める額とする。

(勤続期間の計算)

第9条 略

2 略

3 職員が退職した場合（第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

(勤続期間の計算)

第9条 略

2 略

3 職員が退職した場合（第13条第1項各号の一に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうちに地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定による大学院修学休業、地方公務員法第29条の規定によ

5 及び 6 略

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。））、第4条又は第5条の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

8 前項の規定は、前条又は第15条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しな

る停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 及び 6 略

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。））、第4条又は第5条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

8 前項の規定は、第5条第3項又は第15条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適

い。

9 第15条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(退職手当の支給制限)

第13条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1)～(3) 略

2 一般の退職手当のうち、第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条の表2の項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条の表1の項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

用しない。

9 第15条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(退職手当の支給制限)

第13条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1)～(3) 略

(2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で規則で定めるもの

3 略

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第17条 略

2 略

3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第17条の2 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期

2 略

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第17条 略

2 略

3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第17条の3第1項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第17条の2 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中

間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

4～8 略

(退職手当の返納)

第17条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第15条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。

(1)及び(2) 略

2 略

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

4～8 略

(退職手当の返納)

第17条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第15条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。

(1)及び(2) 略

2 略

附 則

1～3 略

4 適用日の前日に在職する職員（鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和33年鳥取県条例第49号。以下「条例第49号」という。）附則第2項各号列記以外の部分に規定する職員については、条例第49号附則第3項に規定する職員に限る。）が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、第2条の3から第5条の3まで及び第7条から第8条の3までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第3条の表2の項又は第5条の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。） その者につき旧条例第4条（死亡により退職した者にあつては、鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和29年鳥取県条例第6号）附則第18項を含む。以下この項において同じ。）の規定

附 則

1～3 略

4 適用日の前日に在職する職員（鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和33年鳥取県条例第49号。以下「条例第49号」という。）附則第2項各号列記以外の部分に規定する職員については、条例第49号附則第3項に規定する職員に限る。）が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、第3条から第5条まで及び第7条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第3条第1項又は第5条第1項の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。） その者につき旧条例第4条（死亡により退職した者にあつては、鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和29年鳥取県条例第6号）附則第18項を含む。以下この項において同じ。）の規

により計算した退職手当の額と第2条の3、第3条、第5条、第8条の2又は第8条の3の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

(2) 第7条又は第7条の2の規定に該当する退職 その者につき旧条例第3条、第4条又は第5条の規定により計算した退職手当の額と第7条又は第7条の2の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

5 第8条の3第1項に規定する職員に暫定手当が支給される間、同条第2項中「地域手当」とあるのは「地域手当並びに暫定手当」として同条の規定を適用する。

6 職員の定年等に関する条例の施行の日に現に在職する職員のうち次に掲げるものが、年齢50年以上で、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合又は知事が別に定める期間内に申し出てその者の非違によることなく退職した場合において任命権者が知事の承認を得たときは、第5条から第5条の3までの規定に該当する場合のほか、当分の間、第5条から5条

定により計算した退職手当の額と第3条又は第5条の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

(2) 第7条の規定に該当する退職 その者につき旧条例第3条、第4条又は第5条の規定により計算した退職手当の額と第7条の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

5 第5条第3項に規定する職員に暫定手当が支給される間、同項中「及びこれらに対する調整手当」とあるのは「これらに対する調整手当及び暫定手当」として同項の規定を適用する。

6 職員の定年等に関する条例の施行の日に現に在職する職員のうち次に掲げるものが、年齢50年以上で、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合又は知事が別に定める期間内に申し出てその者の非違によることなく退職した場合において任命権者が知事の承認を得たときは、第5条の規定に該当する場合のほか、当分の間、同条及び第7条の規定による退職手

の3まで及び第7条から第7条の3までの規定による退職手当
を支給することができる。

(1)及び(2) 略

7～16 略

17 昭和29年2月28日に現に在職する職員、同日に現に他の公務員として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第15項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は他の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は他の公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで、第7条及び第7条の2並びに条例第36号による改正前の第12条第2項及び附則第19項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第19項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条

当を支給することができる。

(1)及び(2) 略

7～16 略

17 昭和29年2月28日に現に在職する職員、同日に現に他の公務員として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第15項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は他の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は他の公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第3条から第5条まで、第7条、条例第36号による改正前の第12条第2項及び附則第19項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第19項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若

例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職した者については、当該割合とその者に係る附則第19項において例による附則第17項第2号に掲げる割合とを合計した割合)を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びに条例第36号附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該給料月額に対する割合

(2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間(当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じた

しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職した者については、当該割合とその者に係る附則第19項において例による附則第17項第2号に掲げる割合とを合計した割合)を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第3条から第5条まで、第7条及び附則第4項並びに条例第36号附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間(当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じた

ときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)をこの
条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条
例の規定による退職手当(附則第12項の規定の適用を受ける
職員及び外地官署所属職員のうち、第4条若しくは第5条
(25年以上勤続して退職した者のうち勤務公署の移転により
退職した者であって任命権者が知事が承認を得て定めるもの
以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。)の規定によ
る退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職(以下「整理
退職」という。)に該当する特殊退職をした者については
、第4条の規定による退職手当)の支給を受けたものとした
場合における当該退職手当の基本額の当該特殊退職の日にお
けるその者の給料月額に対する割合(特殊退職を2回以上し
た者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計
した割合)

18~28 略

29 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者又は

ときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)をこの
条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条
例の規定による退職手当(附則第12項の規定の適用を受ける
職員及び外地官署所属職員のうち、第4条(25年以上勤続し
て退職した者のうち勤務公署の移転により退職した者であつ
て任命権者が知事が承認を得て定めるもの以外の者に係る退
職手当に関する部分を除く。)若しくは第5条の規定による
退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職(以下「整理
退職」という。)に該当する特殊退職をした者については、
第4条第1項の規定による退職手当)の支給を受けたものと
した場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日にお
けるその者の給料月額に対する割合(特殊退職を2回以上し
た者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計
した割合)

18~28 略

29 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者又は

25年未満の期間勤続して附則第6項の規定に該当する退職をした者（条例第36号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

30 当分の間、36年の期間勤続して退職した者（条例第36号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

31 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第36号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。

25年未満の期間勤続して附則第6項の規定に該当する退職をした者（条例第36号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、第3条から第5条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

30 当分の間、36年の期間勤続して退職した者（条例第36号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第4条の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

31 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第36号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、その者の勤続期間を35年として附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。

32～36 略

37 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で規則で定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第8条の3第2項に規定する給与条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについてはこの限りでない。

32～36 略

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(副知事の退職手当の特例)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により在職期間を通算された副知事が退職した場合における退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 退職の日における第1項に規定する者にあつては国家公務員を退職した日、前項に規定する者にあつては職員を退職した日にその者が受けていた給料月額に相当する額及びその</p>	<p>(副知事の退職手当の特例)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により在職期間を通算された副知事が退職した場合における退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 退職の日における第1項に規定する者にあつては国家公務員を退職した日、前項に規定する者にあつては職員を退職した日にその者が受けていた給料月額に相当する額及びその</p>

者の当該国家公務員等としての勤続期間を基礎として退職手当条例第5条及び第8条の2の規定に該当するものとして退職手当条例第2条の3、第5条から第5条の3まで、第7条から第7条の3まで、第8条の2及び第8条の3の規定の例により計算した額

(教育長の退職手当の特例)

第6条 略

2 前項の規定により在職期間を通算された教育長が退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 略

(2) 退職の日における職員等を退職した日にその者が受けていた給料月額に相当する額及びその者の当該職員等としての勤続期間を基礎として退職手当条例第5条及び第8条の2の規定に該当するものとして退職手当条例第2条の3、第5条

者の当該国家公務員等としての勤続期間を基礎として退職手当条例第5条及び第7条の規定の例により計算した額

(教育長の退職手当の特例)

第6条 略

2 前項の規定により在職期間を通算された教育長が退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 略

(2) 退職の日における職員等を退職した日にその者が受けていた給料月額に相当する額及びその者の当該職員等としての勤続期間を基礎として退職手当条例第5条及び第7条の規定の例により計算した額

から第5条の3まで、第7条から第7条の3まで、第8条の

2及び第8条の3の規定の例により計算した額

3 略

4 前項の規定により在職期間を通算された教育長が退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 略

(2) 退職の日における職員等を退職した日にその者が受けていた給料月額に相当する額及びその者の特定在職期間を基礎として退職手当条例第5条及び第8条の2の規定に該当するものとして退職手当条例第2条の3、第5条から第5条の3

まで、第7条から第7条の3まで、第8条の2及び第8条の

3の規定の例により計算した額

3 略

4 前項の規定により在職期間を通算された教育長が退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 略

(2) 退職の日における職員等を退職した日にその者が受けていた給料月額に相当する額及びその者の特定在職期間を基礎として退職手当条例第5条及び第7条の規定の例により計算した額

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例）</p> <p>第6条 一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号。以下「退職手当条例」という。）<u>第5条</u>又は第9条第4項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>2 <u>退職手当条例第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第8条の2第1項</u></p>	<p>（一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例）</p> <p>第6条 一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例（昭和37年<u>12月</u>鳥取県条例第51号。以下「退職手当条例」という。）<u>第5条第1項</u>又は第9条第4項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>2 退職手当条例第9条第4項の規定は、<u>一般の派遣職員の派遣の期間については、適用しない。</u></p>

に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当し
ないものとみなす。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号) <u>第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用について</u></p>	<p>第7条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年12月鳥取県条例第51号)第9条第4項の規定の適用については、育児休業をし</p>

は、育児休業をした期間は、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての職員の退職手当に関する条例第9条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

た期間は、同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(無給休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号） <u>第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、</u> 第1項第2号に掲げる休暇の期間については、同条例<u>第8条の2第1項</u>に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>6 略</p>	<p>(無給休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例（昭和37年<u>12月</u>鳥取県条例第51号）第9条第4項の規定の適用については、第1項第2号に掲げる休暇の期間については、同条例<u>第9条第4項</u>に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>6 略</p>

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(無給休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号） <u>第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、</u> 第1項第2号に掲げる休暇の期間については、同条例<u>第8条の2第1項</u>に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>6 略</p>	<p>(無給休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例（昭和37年<u>12月</u>鳥取県条例第51号）第9条第4項の規定の適用については、第1項第2号に掲げる休暇の期間については、同条例<u>第9条第4項</u>に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>6 略</p>

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用については、派遣</p>	<p>(職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用については、派遣</p>

先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条の表2の項(5)、第5条の表1の項(2)及び第8条の2第1項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条の表2の項(4)、第5条の表2の項(6)及び第8条の2第1項の通勤による傷病とみなす。

2 派遣職員に関する退職手当条例第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当条例第8条の2第1項に規定する職務に従事することを要しない期間に該当しないものとみなす。

3及び4 略

（採用された職員に関する退職手当条例の特例）

第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退

先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第1項の表2の項(6)、第5条第1項の表1の項(2)及び第9条第4項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第1項の表2の項(5)、第5条第1項の表2の項(6)及び第9条第4項の通勤による傷病とみなす。

2 退職手当条例第9条第4項の規定は、派遣職員の職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）については、適用しない。

3及び4 略

（採用された職員に関する退職手当条例の特例）

第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退

職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条の表2の項(5)、第5条の表1の項(2)及び第8条の2第1項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条の表2の項(4)、第5条の表2の項(6)及び第8条の2第1項の通勤による傷病とみなす。

職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第1項の表2の項(6)、第5条第1項の表1の項(2)及び第9条第4項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第1項の表2の項(5)、第5条第1項の表2の項(6)及び第9条第4項の通勤による傷病とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、か

つ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条まで、第7条及び附則第29項から第31項まで並びに附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号。以下この項及び次項において「条例第36号」という。）附則第3項から第6項までの規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第29項から第31項まで、附則第6項、附則第7項並びに附則第9項の規定による改正後の条例第36号附則第3項から第6項まで（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 職員のうち新条例第9条第5項及び第6項並びに第12条第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までに規定する期間が新条例第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

4 職員が施行日から平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条まで、第7条及び附則第29項から第31項まで並びに附則第9項の規定による改正前の条例第36号附則第3項から第6項までの規定により計算した退職手当の額（以下「旧

条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額 (その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)
 - ア 新条例第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
 - イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
 - (2) 施行日から平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額 (その少ない額が100万円を超える場合には、100万円)
 - ア 新条例第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
 - イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
 - (3) 平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額 (その少ない額が50万円を超える場合には、50万円)
 - ア 新条例第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
 - イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- 5 附則第3項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第 号）施行の日以後の期間に限る。））」とする。

7 新条例第8条の2の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条の2第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第8条の2第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

附 則

1 及び 2 略

(経過措置)

3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第4条、第5条若しくは附則第6項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未

附 則

1 及び 2 略

(経過措置)

3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第4条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）、第5条若しくは附則第6項の規定に該当する退職を

満) である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3まで及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条の表2の項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条の表2の項、第5条の2及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、新条例第5条から第5条の3

し、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)である者に対する退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第4条(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の額は、新条例第4条及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の額は、新条例第5条、第5条の2及び附

まで及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

- 6 新条例附則第4項の規定の適用を受ける職員で附則第3項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から前項まで又は第14項の規定にかかわらず、その者につき旧鳥取県職員退職手当支給条例（昭和24年鳥取県条例第56号）の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第3項から前項まで又は第14項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

7～11 略

- 12 附則第7項に規定する者又は附則第9項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第8条の3の規定による退職手当の額は、新条例

則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

- 6 新条例附則第4項の規定の適用を受ける職員で附則第3項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から前項まで又は附則第14項の規定にかかわらず、その者につき旧鳥取県職員退職手当支給条例（昭和24年8月鳥取県条例第56号）の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第3項から前項まで又は附則第14項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

7～11 略

- 12 附則第7項に規定する者又は附則第9項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例

第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第6項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第4項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

(1) 新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第6項までの規定により計算した額

(2) 略

13 略

14 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第8条の3の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項か

第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から附則第6項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第4項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

(1) 新条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額

(2) 略

13 略

14 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第5項までの規定にか

ら第5項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第5項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該給料月額に対する割合

(2) 略

15～31 略

32 附則第7項又は第9項及び第17項又は第30項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第8条の3の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第6項

かわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が新条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から附則第5項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) 略

15～31 略

32 附則第7項又は附則第9項及び附則第17項又は附則第30項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から附則第6項まで又は

まで又は第12項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第4項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

- 33 附則第13項及び第17項又は第30項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第8条の3の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第6項まで又は第

附則第12項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第4項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

- 33 附則第13項及び附則第17項又は附則第30項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から附則第6項まで又は附則第14項の規

14項の規定にかかわらず、同項（新条例附則第4項の規定の適用を受ける者でこの条例附則第3項から第5項までの規定に該当するものにあつては、この条例附則第6項）の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第4項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

34～37 略

定にかかわらず、同項（新条例附則第4項の規定の適用を受ける者でこの条例附則第3項から附則第5項までの規定に該当するものにあつては、この条例附則第6項）の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第4項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

34～37 略

10 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和61年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで、第7条若しくは附則第4項又は前項の規定による改正前の条例第36号附則第3項から第6項まで、第12項、第14項から第16項まで、第31項から第33項まで若しくは第35項の規定により計算した場合の退職手当の額が、<u>新条例第2条の3から第5条の3まで</u>、<u>第7条から第8条の3まで</u>若しくは附則第4項又は前項の規定による改正後の条例第36号附則第3項から第6項まで、第</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで、第7条若しくは附則第4項又は前項の規定による改正前の条例第36号附則第3項から第6項まで、第12項、第14項から第16項まで、第31項から第33項まで若しくは第35項の規定により計算した場合の退職手当の額が、<u>新条例第3条から第5条の2まで</u>、<u>第7条若しくは附則第4項又は前項の規定による改正後の条例</u>第36号附則第3項から第6項まで、第12項、第14項から第16項</p>

12項、第14項から第16項まで、第31項から第33項まで若しくは第35項の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

5 略

まで、第31項から第33項まで若しくは第35項の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

5 略

(鳥取県の休日を守る条例の一部改正)

11 鳥取県の休日を守る条例(平成元年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1～7 略	1～7 略
8 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在	8 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在

職する職員であつて給料が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで及び第7条若しくは附則第4項又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号）附則第3項から第6項まで（以下「条例第36号附則」という。）の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条の3から第5条の3まで及び第7条から第8条の3まで若しくは附則第4項又は条例第36号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

職する職員であつて給料が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで及び第7条若しくは附則第4項又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年7月鳥取県条例第36号）附則第3項から第6項まで（以下「条例第36号附則」という。）の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで及び第7条若しくは附則第4項又は条例第36号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

（職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

12 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例（平成4年鳥取県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 施行日の前日に在職する職員であって給料が日額で定められているものが施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで及び第7条若しくは附則第4項又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号）附則第3項から第6項まで（以下「条例第36号附則」という。）の規定によ</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 施行日の前日に在職する職員であって給料が日額で定められているものが施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで及び第7条若しくは附則第4項又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年7月鳥取県条例第36号）附則第3項から第6項まで（以下「条例第36号附則」という。）の規定</p>

る退職手当の額が、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条の3から第5条の3まで及び第7条から第8条の3まで若しくは附則第4項又は条例第36号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

による退職手当の額が、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで及び第7条若しくは附則第4項又は条例第36号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

13 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～11 略</p> <p>(長期勤続者の退職手当に関する経過措置)</p>	<p>附 則</p> <p>1～11 略</p> <p>(長期勤続者の退職手当に関する経過措置)</p>

12 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で新条例第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、その者が新条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として新条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。

13 略

12 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で新条例第4条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が新条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として新条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。

13 略